

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号

改正 令和2年3月31日付け国自技第266号、国自整第348号

新			旧
自動車検査業務等実施要領			自動車検査業務等実施要領
目次（略） 第1章～第2章（略） 第3章 自動車の検査（事務関係） 3-1～3-3（略） 3-4（検査証等の記載事項等） 3-4-1～3-4-19（略） 3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。			目次（略） 第1章～第2章（略） 第3章 自動車の検査（事務関係） 3-1～3-3（略） 3-4（検査証等の記載事項等） 3-4-1～3-4-19（略） 3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例	記載を要する自動車
1. ～40.（略）	（略）	（略）	1. ～40.（略）
<u>41. 法第41条第2項に定める自動運行装置を備えた自動車</u>			<u>（新設）</u>
<u>（1）指定自動車等であって、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの</u>	<u>自動運行装置搭載車である旨</u>	<u>自動運行装置搭載車</u>	
<u>（2）（1）以外のもの</u>	<u>自動運行装置搭載車である旨</u> <u>走行環境条件付与書の</u> <u>文書番号及び付与年月</u> <u>且</u>	<u>自動運行装置搭載車</u> <u>近運技第</u> <u>123号</u> <u>令和2年4</u>	

月 1 日

3-4-21 規則第 35 条の 3 第 1 項第 24 号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。

なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第 91 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 96 条第 3 項、第 98 条第 4 項、第 99 条第 9 項、第 100 条第 8 項若しくは第 10 項若しくは第 12 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 14 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 17 項第 1 号若しくは 2 号、第 169 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号、第 174 条第 3 項第 1 号、第 176 条第 4 項第 1 号、第 177 条第 6 項第 3 号又は第 178 条第 8 項第 1 号若しくは第 9 項第 1 号若しくは第 10 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 11 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 13 項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第 67 条第 1 項の規定により処理するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 保安基準第 17 条の 2 第 6 項の規定の適用を受ける自動車であつて、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 17 条の 2 第 6 項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える電気装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(5)～(12) (略)

3-4-21 の 2～3-4-27 (略)

3-5～3-15 (略)

第 4 章～第 6 章 (略)

別表第 1～第 6 号様式 (略)

別添 1 (略)

別添 2 (略)

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日国自技第 266 号、国自整第 348 号)

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日 (令和 2 年 4 月 1 日) から施行する

3-4-21 規則第 35 条の 3 第 1 項第 24 号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。

なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第 91 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 96 条第 3 項、第 98 条第 4 項、第 99 条第 5 項、第 100 条第 8 項若しくは第 10 項若しくは第 12 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 14 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 17 項第 1 号若しくは 2 号、第 169 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号、第 174 条第 3 項第 1 号、第 176 条第 4 項第 1 号、第 177 条第 4 項第 3 号又は第 178 条第 8 項第 1 号若しくは第 9 項第 1 号若しくは第 10 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 11 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 13 項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第 67 条第 1 項の規定により処理するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 保安基準第 17 条の 2 第 4 項の規定の適用を受ける自動車であつて、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 17 条の 2 第 4 項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える電気装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(5)～(12) (略)

3-4-21 の 2～3-4-27 (略)

3-5～3-15 (略)

第 4 章～第 6 章 (略)

別表第 1～第 6 号様式 (略)

別添 1 (略)

別添 2 (略)